

令和 4 年 10 月
国 税 庁

「法人税の過少申告加算税及び無申告加算税の取扱いについて」等の一部
改正について（事務運営指針）

改正の趣旨

所得税法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 4 号）により国税通則法の一部が改正されたことに伴い、平成 12 年 7 月 3 日付課法 2－9 ほか 3 課共同「法人税の過少申告加算税及び無申告加算税の取扱いについて」（事務運営指針）ほか 1 件の事務運営指針について所要の整備を行ったものです。

以上